富里市いじめ防止基本方針

富里市教育委員会

平成27年9月24日策定

平成30年3月23日改定

令和 3年5月25日一部改定

令和 5年2月28日一部改定

令和 6年3月26日一部改定

はじめに

第 1	賁	いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・ 1
> 13 ·	-	いじめの定義
		いじめの理解
	3	いじめの時止等に関する基本的考え方
	4	富里市いじめ防止基本方針策定の目的
第 2	章	いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策・・・・ 4
	1	いじめの防止に向けての教育委員会の責務
	2	いじめ防止等のための教育委員会による施策
笙 3	音	いじめの防止等のために学校が実施する施策・・・・・ 8
7.7 O	1	いじめの防止に向けての学校の責務
		いじめ防止等のための学校による施策
	3	公表・点検・評価について
	U	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
第 4	章	重大事態への対処・・・・・・・・・・・・16
	1	重大事態とは
	2	重大事態への対応
第 5	章	いじめの防止等のための子ども・保護者・地域の役割・・・23
<i>)</i> , 0		子どもとして
	2	保護者として
	3	地域として
	3	地域として
		案・参考資料等>
)防止対策推進法(平成25年6月28日) ・
I		めの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学 〔決定)の改定について
V`		の防止等のための基本的な方針(最終改定 平成29年3月14日)
		いじめ防止対策推進条例(平成26年4月1日)
	,,,	いじめ防止基本方針(平成26年8月20日)
		といじめ防止基本方針(最終改定 平成29年11月15日) の自然が起きたよきの調本の特殊(平成22年2日・旧音生徒の自然5
		」の自殺が起きたときの調査の指針(平成23年3月:児童生徒の自殺∃ 引する調査研究協力者会議)
		19の調査別先励刀在云戩/ 「能の調本に関すてガスドラスン/亚式90年9日)

はじめに

本市では、「いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、 どの学校でも起こりうるものである。」という認識のもと、改めていじめ問題を 直視し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していくために「いじめ を許さない風土づくり」を、早急に確立して行かなければならないと考える。

これまでに本市では、全国的にいじめが要因の一つと思われる児童生徒の自殺が多発したことによる、平成24年度の文部科学大臣談話や、それに伴っての通知「いじめの問題への取組の徹底について」を受け、各学校におけるいじめ問題への取組について実態調査及びアンケート調査を定期的に行ってきた。また、教育相談活動の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応の徹底に努めるよう生徒指導研修会等を通じて指導を行ってきた。同時に、学校裏サイトやプロフ等のネットによるいじめに対応するために、各学校において指導する際の指針として「富里市情報モラル教育プラン」を活用した取組を推進してきた。

平成25年6月28日にいじめ防止対策推進法(以下「法」という。)が公布され、同年9月28日に施行された。この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

さらに、法第11条において、文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、さらに平成29年3月14日に最終改定がされた。

千葉県においても、平成26年4月1日に千葉県いじめ防止対策推進条例(以下「県条例」という。)が施行され、県条例第11条の規定に基づき、千葉県の実情に応じたいじめの防止等のための総合対策を総合的かつ効果的に推進するため、同年8月20日に千葉県いじめ防止基本方針(以下「県方針」という。)が策定され、さらに国の最終改定を受けて平成30年11月24日に最終改定がされた。

そこで本市では、これまでの取組に加え、法及び県条例等を参酌し、とみさと教育プランに鑑みて、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「富里市いじめ防止基本方針」を策定し、さらに県の最終改定を受けて平成30年3月23日に改定し、令和3年5月25日にも一部改定をした。

策定した「富里市いじめ防止基本方針」に基づき市内小中学校で発生するいじめ問題に対応しているが、近年のいじめ問題は、広域化、複雑化、潜在化という様相を帯び始めている。学校現場がよりきめ細やかな指導を行うことでこれらのいじめの問題に対応できるよう、令和5年2月28日に一部改定した。また、「いじめ問題再調査委員会」の新設に伴い、令和6年3月26日にも一部改訂した。

本基本方針に示したいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服し、子どもたちの楽しい学校生活と健やかな成長を目指して行うものである。

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条(定義)

いじめとは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」という。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、調査し、被害性に着目し、いじめか否かを判断することとする。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子を含め細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の 学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、 隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。け んかやふざけ合いであって見えない所で被害が発生している場合もあるため、 背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに 該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該 児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童 生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為 を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応 が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共

有することは必要となる。また、意図して行った行為ではなく、また1回の みで継続して行われた行為でなくても、当該行為の対象となった児童が心身 の苦痛を感じている場合はいじめと認知する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹膀中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることから、いじめの 防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して楽しい学校生活を送り、学校 行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問 わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止 は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条(いじめの禁止) 児童等は、いじめを行ってはならない。

- (2) いじめは決して許されないことであるという認識のもと、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを児童会や生徒会活動等を通して、浸透させることが大切である。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、児童生徒に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (4) 児童生徒の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめられている児童生徒の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。
- (5)発達障害又はその疑いがある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童生徒については、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該児童生徒自身が相手が嫌がっているということ自体を認識しにくいこともある。これらの点に十分に留意する。

4 富里市いじめ防止基本方針策定の目的

法に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的 に推進するために、富里市いじめ防止基本方針を定めるものとする。

本市は、上記の基本理念のもと、いじめが行われず、全ての児童生徒が安心・安全に学習その他の活動に取り組むことができるように、学校や関係機関と連携を図りながら、市全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、市全体で、ふるさと富里に誇りを持ち、未来を拓き世界に羽ばたく子どもたちを育成していく。

第2章 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

1 いじめの防止に向けての教育委員会の責務

(1) 責務

教育委員会は、いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、市全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) 基本姿勢

- ① 「いじめを許さない」というアナウンスを行い、学校へは、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気作りに努めるように指導する。
- ② 児童生徒一人ひとりの有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動の推進を支援する。
- ③ いじめの防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を市全体で共有する。
- ④ 教育委員会は、いじめの防止、早期発見、早期解決のために、学校 や保護者、関係団体、専門家等との連携を図る。

(3) コンプライアンス

法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、県条例及び県方針を受けて策定した「富里市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止、早期発見、早期解決に向けての対策を充実させる。

また、いじめ問題への対応に当たっては、「富里市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

2 いじめ防止等のための教育委員会による施策

(1) いじめ防止等のための組織の設置

① 富里市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第 14条第1項の規定を踏まえ、教育委員会の附属機関として条例により「富里市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。本連絡協議会は、 学校関係者、市教育委員会、市長部局、児童相談所等の関係各課・各 所、県警察関係者等の委員で構成する。(平成29年4月1日施行)

② 富里市いじめ問題調査委員会

教育委員会は連絡協議会との連携の下に、市いじめ防止基本方針に 基づく対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として条例 により「富里市いじめ問題調査委員会」を設置する。本調査委員会は、 弁護士、医師、臨床心理士等の委員で構成する。(平成29年4月1 日施行)

(2) いじめの未然防止に関する取組

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめは決して許されないことであるが、"どの子どもにも、どの学校にも起こりうる"という認識のもと、児童会や生徒会活動等によるいじめの防止等に向けた自主的取組を促進する。
- 各学校において、PTAや保護者会、育成委員会等と連携の上、携帯電話やスマートフォン等の、インターネットやメール、SNS等の利用に関する説明会及び研修会を開催するなど、いじめやトラブル等を防ぐため、児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図るよう推進する。
- 各学校において、学校評議員に対して当該学校のいじめに係る状況 及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進 める。
- 本市のいじめ問題への取組や各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」などを、ホームページ等により、保護者や市民に広報し、いじめ防止等に関する理解の促進を図る。
- 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施その他いじめの 防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- 障害(発達障害を含む。)のある児童生徒、帰国子女、外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つ児童生徒、性同一性障害等に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒及び原発事故により避難している児童生徒、新型感染症に関わる児童生徒(家族を含む本人・家族の感染経験・諸外国に保護者を持つ児童生徒)など特に配慮が必要な児童生徒については、教職員がその特性を理解し、学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行い、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。

(3)相談体制の整備に関する取組

- 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る 相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラーの配 置等体制整備を図る。
- 教育委員会教育部学校教育課指導班及び富里市ふれあいセンターをいじめ相談窓口とする。
- 相談窓口で受けた案件は、関係機関等と連携して対応していく。

(4) いじめの早期発見に関する取組

○ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。 (いじめの状況把握のためのアンケートを少なくとも年3回実施、5 ~6月・10~11月・1~2月に実施する。)

※アンケート用紙は、5年間保管するものとする。

(ただし重大事態として係争中の事案については期間を延長する場合

がある。)

- いじめの有無やその多寡のみを評価することなく、問題を隠さず、 その実態把握や対応、未然防止や早期発見、組織的な取組等を評価す るよう、学校に必要な指導・助言を行う。
- 生徒指導、教育相談、長欠対策等の担当者に対する研修会を実施し、 いじめの早期発見についての共通理解を図る。
- いじめに対する認識を深めるための研修資料やいじめ発見のポイント、チェック項目資料等を各学校に配布し、早期発見のための教職員の資質向上を図る。
- ふれあいセンター教育相談員による巡回教育相談を実施し、早期発見に努める。

(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめに対する取組

- インターネット上のいじめを防止するために必要な啓発活動を行う。
 - ・一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。
 - ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会 に多大な被害を与える可能性がある。
 - ・インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民法 上の損害賠償請求の対象となり得る。
 - ・インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たり、被害者等 に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- 「富里市情報モラル教育推進プラン」に基づき、親子ケータイ・スマホ出前授業の実施や情報モラルに関する情報提供を行い啓発に努める。
- 千葉県から通知される「ネットパトロール」の結果と状況について、各学校に提供する。

(6) いじめの対応に関する取組

- 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、又は必要な措置を講ずることを指示する。さらに、学校の報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- いじめが起きた場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。
- いじめの発見から対応に至るまでの「連絡・報告フロー」を作成し、

各学校に配布することにより、適切な対応が図れるようにする。

(7) 重大事態への対処

- P16~19を参照。
 - P20 いじめ対応 (フロー図①)
 - P 2 1 重大事態の発生 (別紙フロー図②)
 - P 2 2 重大事態の対応 (別紙フロー図③)

(8) その他の事項

- 各校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の 評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。
- 「富里市いじめ防止基本方針」は、必要があると認められるときは、 改善のための見直しを実施する。
- いじめに係る相談や情報提供を受けた者は、個人情報の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意するものとする。
- 日常の業務内容を点検し、事務の効率化を図ることにより、教職員が児童生徒一人ひとりと直接関わる時間を十分確保できるようにする。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 いじめの防止等に向けての学校の責務

(1) 責務

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。そして、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定

各校は、国の基本方針又は千葉県いじめ防止基本方針を参酌し、自校の実情に応じ、法第13条の規定により「学校いじめ防止基本方針」として定める。策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

2 いじめ防止等のための学校による施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

- 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に 行うため、法第22条の規定により管理職を含む複数の教職員、教育 相談員、スクールカウンセラー等からなる、校内組織(「いじめ防止 対策委員会」)を設置する。
- 校内組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む に当たって中核となる役割を担う。具体的には次に掲げる役割が挙げ られる。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない 環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口と しての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や 児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実証や具体的な年間計画 の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)
- 「重大事態の調査」の母体組織としての役割等が考えられる。
- いじめ防止対策委員会は、その役割が多岐にわたっているため、その構成は固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとすることが有効である。また、いじめ対策が、全職員の共通理解の下に実効化されるよう、人員配置の工夫が必要である。
- 学校が重大事態の調査を行う場合は、校内組織を母体としつつ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉の専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。以下に具体例を示す。
 - ①学校いじめ防止基本方針の策定(組織の全構成員の参加) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事(生徒指導主任)、 教務主任、学年主任、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、 養護教諭、スクールカウンセラー、保護者の代表等
 - ②日常的な業務についての協議(組織の中に事務局を決め対応する。) 校長、教頭、生徒指導主事(生徒指導主任)、当該組織の事務担当 教員、教育相談担当教員、養護教諭等
 - ③いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議(組織の一部に当該いじめ事案に関係する教職員が加わる。)

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事(生徒指導主任)、 教務主任、関係学年主任、担任、教科担任、関係学年の教員、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、その他必要に応じて、部活動顧問、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等

(2) いじめの防止等の啓発活動

- 学校だより、学級だより、ホームページ等を活用して、定期的にいじめに対する基本姿勢を明らかにし、いじめ防止に対する意識を高める。授業参観、保護者会、集会等においていじめ問題に対する啓発活動を行う。
- 教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない行為である。」 という認識を全教職員、全児童生徒が共有できる学校風土を醸成する。

(3)相談体制の整備

- 定期的な教育相談を実施するとともに、日常的に相談しやすい人間 関係の構築に努める。
- 4月に教育相談強化期間を設定し、年度始めに、面談等で児童生徒の個々の悩み等を把握することと併せ、ゴールデンウィークや長期休

業明けなどにも、教育相談週間を設定するなど、継続的に児童生徒理解に努める。

- 学校におけるいじめの相談・通報窓口(管理職・担任・養護教諭・ 相談ポスト等)を整備するとともに、その周知を図る。
- 学校以外のいじめの相談・通報窓口を児童生徒に周知する。
 - · 富里市教育委員会

 $0\ 4\ 7\ 6\ -\ 9\ 3\ -\ 7\ 6\ 5\ 9$

・富里市教育相談窓口 富里市ふれあいセンター

 $0\ 4\ 7\ 6 - 9\ 1 - 6\ 6\ 0\ 0$

チャイルドライン千葉

 $0\ 1\ 2\ 0\ -\ 9\ 9\ -\ 7\ 7\ 7$

- ・千葉県警察少年センターヤングテレホン0120-783-497
- ・子どもの人権110番(法務省) 0120-007-110
- 24時間子供SOSダイヤル

 $0\ 1\ 2\ 0 - 0 - 7\ 8\ 3\ 1\ 0$

・子どもと親のサポートセンター0120-415-446

※臨床心理士、学校心理士などの相談員が相談に応じる。

2 4 時間対応

(4) いじめ未然防止に関する指導等

- 「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」こと を意識した道徳教育の充実を図り、いじめの防止や生命尊重等をねらい とした道徳の指導や取組を実践する。
- 人権教育の充実を図り、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする 指導を学年や発達の段階に応じて行う。
- 社会体験や生活体験の機会を計画的に配置し、児童生徒が、自ら気付く・学ぶ機会を設定する。
- 児童生徒が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。(いじめゼロ宣言、いのちを大切にするキャンペーン、児童会活動、生徒会活動、人権週間に関する取組等)
- いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動が できる児童生徒を育成するための取組を推進する。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を実態に応じて推進する。
- 自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。
- 児童生徒に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談 等、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるた めの取組を推進する。
- 特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、教職員が当該児童生徒の特性の理解を深めるために、必要に応じて、小学校においては保育所(園)・幼稚園と、中学校においては小学校と連携を図るよう努める。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を 持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校で の学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒については、性同一 性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進し、 学校として必要な対応を行う。
- ・東日本大震災により避難している児童生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒(以下「被災児童生徒」という。)については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 過度の競争意識、勝利至上主義等により、児童生徒のストレスを高めることがいじめを誘発する場合があることを認識し、適切に対応する
- SOSの出し方教育について、年間計画に盛り込み、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料等を活用して実施する。

(5) ネットいじめに対する対策の実施

○ インターネット上のいじめを防止するとともに、効果的に対処できるように、適切な I C T 教育や情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

(6) 教職員の資質の向上

- いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上を図る。いじめの構造やいじめの進行、いじめの変遷やいじめの態様等の研修を行う。
- 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することのないよう、 いじめに対する認識を深めるための研修を行う。
- 教職員と児童生徒の「共感的人間関係」を基盤に、児童生徒一人ひとりに「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」する場面を授業の中に取り入れて、「わかる授業」が展開できるようにする。

(7) いじめの早期発見のための取組

○ いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査を実施する。(少なくとも年3回以上)なお、アンケート用紙については、教育委員会の定める期間、適切に保存・管理する。

※確認し終えたアンケート用紙は、5年間保管するものとする。

(ただし重大事態として係争中の事案については期間を延長する場合 がある。) (重大事態に関するアンケート用紙は、5年間保管)

- 学校全体として定期的な教育相談を実施する。児童生徒が希望をする時にいつでも対応する。
- 多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちに関わることにより、発見の機会を多くする。
- 昼休みや放課後等の校内巡回を計画的に行い、気になる場面の発見 につなげる。
- 児童生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するよう努める。また、いじめの情報を教職員に報告した児童生徒が、不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるよう配慮する必要がある。
- いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、心配の ある際は速やかに学校に相談するよう啓発に努めるとともに、保護者 との連絡方法についても明確に示すようにする。

(8) いじめを認知した場合の対応・指導

- 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員 その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の 確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめの被害児童生徒の安全 確保を最優先し、徹底して守り通す。
- 児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事情確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時にケアや安心して学校に 通学するための措置、保護者への支援等を開始する。(スクールカウ ンセラーの活用等)
- 学校の定めた方針や対処プランに沿って、いじめ加害者や周辺の生徒への聞き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、 毅然とした指導を行う。その保護者には、事実に対する理解や納得を 得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、

「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

- 適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、 安心して通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、 加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。
- いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発防止に向け、被害児童生徒や保護者に対する支援及び加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を完全に解消するまで継続的に行う。また、必要に応じて、教育委員会や関係機関の指導・助言・支援を受けながら、解決を図る。
- 加害児童生徒については、状況によっては、被害児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、被害児童生徒のみならず、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- 学校は、加害児童生徒に対して、被害児童生徒が使用する教室以外 の場所において学習を行わせる等、被害児童生徒又はその他の児童生 徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じ る場合がある。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。 いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満た されている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合 であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。判断の時点で、本人及び保護者にいじめが解消されているかを確認する。いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ問題調査委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

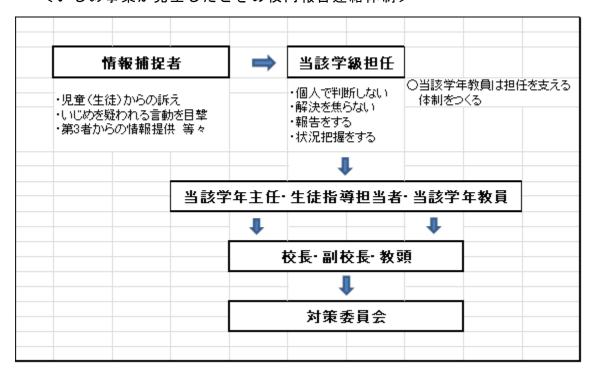
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを判断の時点で本人及び保護者に面談等により確認する

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会(仮称)においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や児童生徒の生命、 身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合などには、警察と連 携し適切に対処する。また、身体又は精神のケアが必要と認められる場 合には、医療機関や児童相談所等関係機関と連携して適切に対処する。
- いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめ の解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつ、不登校対策の充実に取り組む。
- いじめ事案の解決においては、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対する 指導についても組織的に取り組む。
- 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。
- 重大事態への対処
 - P 1 6 ~ 1 9 を参照。
 - P20 いじめ対応 (フロー図①)
 - P21 重大事態の発生 (別紙フロー図②)
 - P 2 2 重大事態の対応 (別紙フロー図③)

くいじめ事案が発生したときの校内報告連絡体制>



3 公表・点検・評価

- (1)学校は、ホームページやその他の機会を利用して、自校の「学校いじめ防止基本方針」やいじめ防止に対する対策について広く公表し、周知を図る。
- (2)年度ごとに、いじめ防止等に対する対策や具体的取組内容や進捗状況についての点検・評価を実施し、必要に応じて見直しを行う。
- (3)学校いじめ防止基本方針に示された、アンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評価項目に設定し、PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図る。

第4章 重大事態への対処

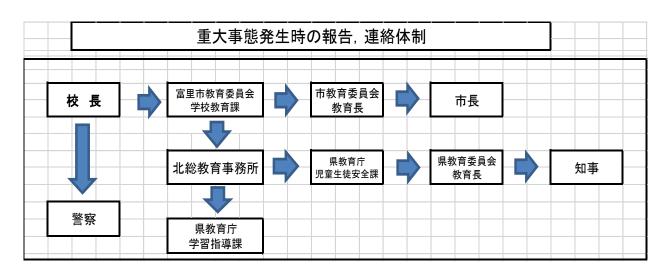
1 重大事態とは

重大事態とは(法第28条第1項第1号及び第2号)

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ 第1号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。 また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ○児童生徒が自殺を企図した場合
 - ○身体に重大な障害を負った場合
 - ○金品等に重大な被害を被った場合
 - ○精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

※ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、単なる日数のみではなく、児童生徒の状況を十分把握した上で判断する。また、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとしてとらえる。



2 重大事態への対応

(1) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

※学校は、教育委員会に電話等で速やかに報告後、その後、文書による報告を行う。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 調査主体は、教育委員会又は当該学校とする。調査主体をどこに設置するかは、教育委員会が判断する。
- ② 教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、法第28条に基づき、 速やかにその下に組織を設ける。

教育委員会が調査を行う際には、調査組織として「富里市いじめ問題調査委員会」(以下「調査委員会」という。)を設け、これが調査にあたる。

学校が調査主体の場合には、各校のいじめ防止対策委員会を中核としつつ、調査内容や人的措置等について、教育委員会の協力を得る。

- ③ 調査委員会は、教育委員会に加えて、必要に応じて心理や福祉の専門家、学識経験者、弁護士や精神科医、警察関係者等の専門的知識および経験を有する者等で構成する。その際、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)で構成することによって、調査組織の公平性・中立性の確保を図る。なお、調査委員会の組織については、別に定める。
 - ④ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、 誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情 としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応し たかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - ⑤ 調査に際しては、下記に示した国のいじめ防止等のための基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月14日策定)「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月)の内容を参考にし、適切に実施する。

<参考>

ア)いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童 生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や 学習支援等をすることが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、「学校における『いじめの未然防止』『 早期発見』『いじめに対する措置』等のポイント」を参考にしつつ、事案の重 大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関と もより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ)いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、^(注) 第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。
(注)いじめ防止対策推進法第28条のこと

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景 調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取 するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを 踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアン ケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉 の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関 係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、 職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査 の公平性・中立性を確保するよう努める
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、 できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を 含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析 評価を行うよう努める
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実 の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援 助を求めることが必要であることに留意する
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対

応が求められる

○ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする必要がある

(3)調査結果の提供及び報告

- ① 学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ② これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに 配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ③ 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長 等に報告する。

(4)調査結果を踏まえた必要な措置

- ① 学校及び教育委員会は、調査結果をもとに関係機関と連携をとり、 必要な措置を行うとともに、再発防止に向けた適切な対策を講ずるも のとする。
- ② いじめに関する調査結果等の資料については、富里市文書規程等にのっとり、適切に取り扱う。

(5)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- ① 市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である「富里市いじめ問題再調査委員会」により、再調査を行う。
- ② 市長は、再調査により明らかになった事実関係や再発防止策等について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。なお、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護に十分に配慮し、適切に提供するものとする。
- ③ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ④ 市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項の規定により、 その結果を市議会に報告する。

【再調査の実施が必要と考えられる場合】

- ①調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ②事前確認した調査事項の調査が不十分な場合
- ③教育委員会及び学校の対応の調査が不十分な場合
- ④「富里市いじめ問題調査委員会」の委員の人選の公平性・中立性に疑義が ある場合

いじめ対応(フロー図①)

【学校】(いじめの「認知」)

- ○本人・保護者からの情報を受けて、事情聴取やアンケートを実施。
- ○「学校いじめ防止組織」により、いじめの事実が 明確になり「いじめによる不登校」(30日末満でも一定期間連続して欠席)と認知する。
- ○『重大事態の発生』 ※別紙フロー図②へ

【定期的な生徒指導会議等の実施】

○生徒指導上の問題点や気になることを情報共有する。

【必要に応じてケース会議の実施】

○医療機関. 訪問相談担当教員. 子 どもと親のサポートセンター等と の連携を図る。

情報提供

支

援

報告

助指 言導

【富里市教育委員会】

○重大事態等の調査委員会を設置(弁護士・精神科医・学識経験者・心理や福祉の専門家等の参加を図る〈第三者委員会〉)

情報提供

報告

富里市教育長

供 指導

情

報

提

[被害児童生徒]

○二度といじめを起こさないという「安心・安全」の構築

北総教育事務所

- ○医療を中心に※PTSD等の症状緩和を図る。
- ○専門機関を活用して、継続的に自宅での心のケアを図る。
- ○学校復帰はゆっくりと、人間関係の再構築に向けた支援 を行う。

【被害児童生徒の保護者】

- ○事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。
- ○具体的な再発防止策を提示し、学校復帰に向けた支援や 学習支援を行う。
- ○スクールカウンセラー・訪問相談担当教員が不安や悩み を聴く。
- ○「いじめ」対策への取組の見直し、強化を報告。

【加害児童生徒・保護者】

○事実関係の説明と確認

情

提供

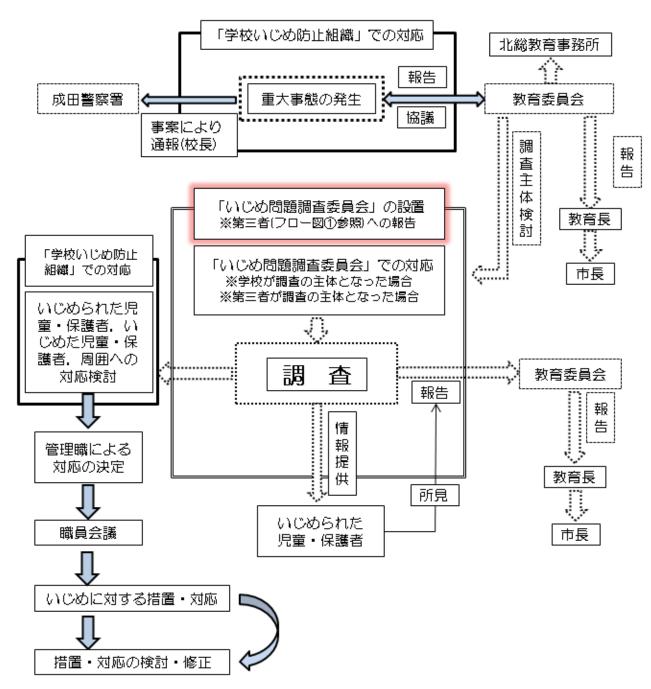
- ○反省と被害者への謝罪
- ○保護者と連携して指導・再発防止

※PTSDIM的外傷後ストレス障害 IPost Traumatic Stress Disorder) 生死に関わるような実験の危険にあう体 験や、強い恐怖を感じる体験が配傷に 残ってこころの傷[トラウマ]となり、何 度も思い出されて当時と同じような恐怖 を感じ続けるという病気。

【対応のポイント】

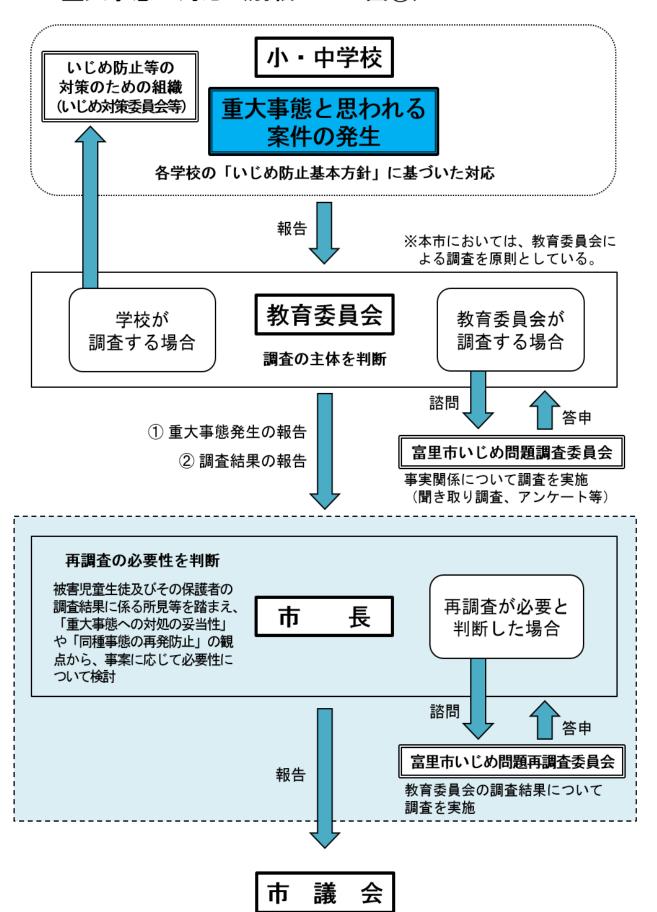
- ○いじめがあったことをしっかりと認知し、被害者・保護者に寄り添う。
- ○被害児童生徒の安全・安心を守ることを最優先課題として支援する。
- ◆「継続的に欠席」の時点で、いじめが要因では?という視点をもち、いじめの早期発見・ 早期対応に努める。

重大事態の発生 (別紙フロー図②)



- ※ 重大事態の調査主体が、第三者委員会となった場合は、第三者委員会への資料等の 提出など調査に協力する。
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

重大事態の対応 (別紙フロー図③)



第5章 いじめの防止等のための子ども・保護者・地域の役割

1 子どもとして

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、全ての児童生徒が「いじめは絶対に許されない行為であると正しく認識」すること、自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し、行動できる力を身につけることが、学校の内外を問わず「誰もがいじめの当事者となることのない環境を整える」ための中核をなすものである。また、それを実現できるような環境(規律ある学校環境等)を児童生徒自らが整えようと努めることが必要である。

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めるものとする。
- ② いじめは絶対に許されない行為であると認識し、絶対にいじめをしない という強い意志を持てるように努めるものとする。
- ③ いじめを傍観することは、いじめに加担しているのと同じであるという 意識を持ち、止める勇気を持てるように努めるものとする。
- ④ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声を掛けることや、学校の先生、保護者や周囲の大人等に積極的に相談するよう努めるものとする。

2 保護者として

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護する必要がある。基本理念にもあるとおり、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも優先されるべきである。

しかし、実際には、いじめを受けている児童生徒は、保護者に心配をかけたくないという思いや、家庭だけはいじめと無関係の空間にしておきたいなど様々な考えから、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠すことにより、いじめの認知が難しい場合がある点に留意する必要がある。

また、いじめを行った児童生徒の保護者は、適切な指導やしつけを行っていたかどうかを問われたり、賠償責任が問われたりする可能性がある。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、家庭教育の役割はきわめて重要である。

- ① 保護者は「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童生徒に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導を行うように努めるものとする。
- ② 保護者は、学校や市、県、国等から発せられるいじめに関する情報や、啓発資料等を積極的に活用するとともに、いじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- ③ いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談し、又は通報するものとする。

3 地域として

市民は、児童生徒に対する見守り、児童生徒との交流の機会の確保、その他の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める必要がある。具体的には、市民が、児童生徒が登下校する際に声掛けをすることや、地域の祭やゴミゼロ運動等の行事において(自身の保護する児童生徒のみならず)地域の児童生徒との交流を積極的に行うことなどが考えられる。

いじめは、学校外において起こることも少なくない。学校外で、暴力を伴ういじめ事案が発生すると、人の目が届きにくいことから重症化する傾向もあり、速やかな対応が必要である。

- ① 市民は、それぞれの地域において、児童生徒に対する見守りや児童生徒 との交流の機会の確保等を行い、児童生徒が安心して過ごすことができる 環境づくりに努めるものとする。
- ② 市民は、それぞれの地域において、子どもの生活や成長に関心を持ち、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校や関係する保護者、関係機関等に積極的に情報を提供するものとする。
- ③ 市民は、それぞれの地域の持つ児童生徒の健全育成に関わる役割を認識し、地域行事等に児童生徒が主体的・積極的に参加できるよう配慮するものとする。